

千葉県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成30年10月31日

千葉県監査委員	清	水	謙	司
同	宮	原	清	貴
同	中	島	賢	治
同	山	本	直	史

30千総総第661号
平成30年10月26日

千葉市監査委員 清 水 謙 司
同 宮 原 清 貴
同 中 島 賢 治 様
同 山 本 直 史

千葉市長 熊 谷 俊 人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年度監査報告第10号、平成28年度監査報告第11号、平成29年度監査報告第8号及び第10号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 財政援助団体</p> <p>ア 中央区ふるさとまつり実行委員会、緑区ふるさとまつり実行委員会</p> <p>(イ) 交付申請書に基づいた実績報告書 を適正に作成すべきもの(中央区ふるさとまつり実行委員会)</p> <p>千葉県補助金等交付規則第 3 条第 1 項によると、補助金交付申請者は、補助事業等の目的及び内容を記載した申請書を市長に提出しなければならないとされている。</p> <p>これに基づき、各区の実行委員会は、当該年度に実施するまつり事業を補助事業として交付申請し、これに対し、市は、事業内容等が適正であると認め補助金の交付決定をしている。</p> <p>しかしながら、実績報告の経費内訳について、納品書等により品名及び納品日を確認したところ、まつり事業に使用するものであるものの、次年度に実施するまつり事業に使用する物品が一部含まれていた。</p> <p>補助金交付団体は、交付申請書に基づいた実績報告書を適正に作成されたい。</p>	<p>実績報告書については、平成 29 年度分から交付申請書に基づき適正に作成している。</p>
<p>(ウ) 補助金の交付条件を遵守すべきもの(中央区及び緑区の各実行委員会)</p> <p>各区の自主企画事業補助金交付要綱第 4 条第 1 号によると、「事業の内容、経費の配分又は実施計画の変更をする場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。」とされている。</p> <p>しかしながら、各区の自主企画事業補助金(まつり事業)においては、経費の配分変更が生じたにもかかわらず、あらかじめ区長の承認を得ていなかった。</p> <p>補助金交付団体は、補助金の交付条件を遵守し、事務処理を適正に行われたい。</p>	<p>経費の配分変更など補助事業の変更については、補助金の交付条件を遵守し、事務処理を適正に行っている。</p>

(オ) 補助事業の変更に係る承認審査を適正に行うべきもの(中央区及び緑区の各区役所)

各区の自主企画事業補助金交付要綱第4条第1号によると、「事業の内容、経費の配分又は実施計画の変更をする場合には、あらかじめ区長の承認を受けること。」とされている。

しかしながら、各区の自主企画事業補助金(まつり事業)においては、経費の配分変更が生じたにもかかわらず、あらかじめ区長の承認を得ていなかった。

市は、補助金交付団体に対し補助金交付条件を遵守するよう指導するとともに、補助事業の変更に係る承認審査を適正に行われたい。

経費の配分変更など補助事業の変更については、平成29年度の実績報告が、補助金の交付条件を遵守し適正に作成されていることを確認している。

なお、平成29年度に自主企画事業補助金交付要綱を改正し、変更承認を必要とする基準を明示した。

監査の結果（指摘事項）	講じた措置
<p>(1) 公の施設の指定管理</p> <p>ア Fun Space・オーチャー共同事業体</p> <p>(ア) 収支予算書を適正に作成すべきもの</p> <p>千葉市長沼原・幕張勤労市民プラザの管理に関する基本協定書第 23 条第 2 項によると、指定管理者は、翌事業年度の管理業務に係る事項を記載した事業計画書に当該管理業務に係る収支予算書を添付して市に提出し、その承認を得るものとするとしている。</p> <p>しかしながら、収支予算書には、管理業務のうち自主事業分が記載されていなかった。</p> <p>事業計画書及び収支予算書は、当該事業年度における管理運営業務の計画を示すものであることから、指定管理者は、基本協定書に基づき収支予算書を適正に作成されたい。</p>	<p>収支予算書については、平成 30 年度分から千葉市長沼原・幕張勤労市民プラザの管理に関する基本協定書に基づき、自主事業と自主事業以外の管理事務に区分して適正に作成している。</p>
<p>(イ) 収支決算書を適正に作成すべきもの</p> <p>千葉市長沼原・幕張勤労市民プラザの管理に関する基本協定書第 24 条第 2 項によると、指定管理者は、報告事項を記載した事業報告書に管理業務に係る収支決算書を添付して市に提出するものとするとしている。</p> <p>また、同基本協定書第 25 条によると、指定管理者は、管理業務の実施に係る経理については、自主事業と自主事業以外の管理業務とに区分し、勘定を設けて整理するものとするとしている。</p> <p>しかしながら、収支決算書には、自主事業の収入及び支出の全体額は報告されているものの、勘定を設けて作成されていないため収支の状況が判らなかった。</p> <p>事業報告書及び収支決算書は、事業計画書に記載のとおり管理運営業務が行われたかを確認するものであることから、指定管理者は、基本協定書に基づき収支決算書を適正に作成されたい。</p>	<p>収支決算書については、平成 29 年度分から千葉市長沼原・幕張勤労市民プラザの管理に関する基本協定書に基づき、自主事業の収支にも勘定を設けて整理し、適正に作成している。</p>

